

1 趣旨

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（特別措置法）の救済措置（＝水俣病被害者救済措置）の実施後もなお救済すべき者が存在することその他水俣病問題をめぐる状況に鑑み、水俣病被害者救済措置に係る申請を行わなかった者に対する救済措置及び水俣病に係る健康調査の実施並びに特別措置法の抜本的な見直しその他の水俣病問題の解決に向けて講ずべき措置について定める

2 未申請者に対する救済措置

- 政府は、特別措置法の規定の例に準じて、未申請者に対する救済措置を実施
- 未申請者に対する救済措置に当たっては、対象者の置かれている状況に十分配慮
- ※ 未申請者に対する救済措置：平成22年5月1日～平成24年7月31日に水俣病被害者救済措置に係る申請を行わなかった者に対する一時金、療養費及び療養手当の支給等のための措置

3 水俣病健康調査の実施

- 政府は、水俣病健康調査を実施
- ※ 水俣病健康調査：特別措置法の調査研究としての水俣病に係る健康調査
- 水俣病健康調査の方針
 - 【期間】おおむね2年間
 - 【地域】水俣病多発期における魚介類の流通の状況その他の経済的社会的状況を考慮し、収集された水俣病問題に関する資料を参考にして設定
 - 【手法】疫学調査等の手法を十分に活用・医療機関その他の関係団体との緊密な連携
 - 【方法】アンケート票の利用等調査対象者に過重な負担を課するものとならないもの
 - 【配慮】調査対象者・その家族のプライバシーに配慮
- 政府は、速やかに水俣病健康調査の実施地域・内容・方法についての工程表を策定・公表

4 特別措置法の抜本的な見直し

- 政府は、水俣病健康調査の結果を踏まえ、その終了後1年以内に、特別措置法の抜本的な見直しその他の措置を講ずる
- 見直し等に当たっては、現地において当事者・家族その他の関係者との協議の場を設定等

5 その他

- 未申請者に対する救済措置・水俣病健康調査の実施についての周知
- 水俣病に関する資料の収集等に対する支援